

# 原子力防災に係るピクトグラム利用規約

〔 令和 6 年 7 月 18 日 〕  
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

## 第 1 趣旨

本規約は、内閣府政策統括官（原子力防災担当）（以下「当府」といいます。）が著作権を管理する原子力防災に係るピクトグラム（以下「本ピクトグラム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 本ピクトグラムの目的

本ピクトグラムは、原子力防災に取り組む地方公共団体等が、デザインの力を借りて、幅広い世代・母語の住民等に、原子力災害発生時における防護措置等について分かりやすく情報発信することを目的として定めるものとする。

## 第 3 利用者

本ピクトグラムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、地方公共団体を含む、本規約を遵守する法人、団体及び個人とする。ただし、当府が直ちに連絡を取れる者に限る。

## 第 4 デザインの利用及び改変

- （1）本ピクトグラムのデザインは別図のとおりとする。
- （2）利用者は、原子力災害発生時における防護措置等についての情報発信を目的として、資材、ポスター、リーフレット、ウェブページ、書籍その他原子力防災の普及・啓発に資する物に本ピクトグラムを個々又は一括で利用することができる。
- （3）利用者は、本ピクトグラムのデザイン及び題号を改変して利用する場合は、事前に当府に通知のうえ、改変内容について協議し、改変内容について当府の同意を得るものとする。ただし、法令又は公序良俗に反しない限りにおいて、軽微な改変はあらかじめ認める。
- （4）前号に基づき改変が行われた場合であっても、本ピクトグラムの著作権は、利用者に譲渡又は移転せず、改変後のデザインに対しても、法令上認められる範囲で、当府は、著作権を有するものとする。
- （5）利用者は、別途当府が定める「原子力防災ピクトグラムと表示の手引き」を参考に本ピクトグラムを利用することが推奨される。

## 第5 利用料

本ピクトグラムの利用料は、無料とする。

## 第6 利用者の禁止事項及び義務等

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、本ピクトグラムのピクトグラムとしての機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとし、次のアからオまでのいずれかに該当する場合、本ピクトグラムを利用することはできない。
  - ア 特定の政治思想、宗教、募金の活動、反社会的勢力に関するもの又は態様で利用すること。
  - イ 公序良俗に反するもの又は態様で利用すること。
  - ウ 法令・規制等に違反するもの又は態様で利用すること。
  - エ 本規約に反して利用すること。
  - オ その他、第2の目的等に照らし、当府が不適切と認める場合。
- (2) 利用者は、本ピクトグラム又は本ピクトグラムと類似するマークの商標登録の出願をしてはならない。
- (3) 利用者は、第三者が本ピクトグラムの著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに当府に通知するものとする。
- (4) 利用者は、本ピクトグラムの利用に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応をその都度、当府と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとする。
- (5) 利用者が本ピクトグラムを利用したことにより、又は本ピクトグラムを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害が発生した場合であっても、当府は責任を負わず、利用者は、一切の責任を負うものとする。

## 第7 利用期間

利用者は、本規約に従う限り、本ピクトグラムを利用できる。

ただし、当府から利用の中止が求められた場合、利用者は、本ピクトグラム（第4の規定に基づき改変されたものも含む。）の利用を直ちに中止するものとする。

## 附 則

本規約は、令和6年7月18日から施行する。